

## 令和6年度「ストップ糖尿病」対策事業実施要領

### 1 目的

糖尿病は、適切な時期に適切な対処を行うことで予防可能な疾患である。

また、糖尿病であっても合併症の発生を予防し、治療を継続しながらも QOL を保つことが可能である。

糖尿病の予防と治療や重症化予防については、行政や医療機関、保険者などさまざまな関係団体に取り組んでいるが、その取組をより効果的なものにするために、糖尿病の予防と治療に係る関係者間で情報共有し、連携して対策に取り組むことで、患者数の減少や重症化の予防をする。

### 2 実施主体

佐賀県

### 3 対象

医療関係者、行政関係者、県民等

### 4 事業内容

#### (1) 佐賀県「ストップ糖尿病」対策会議（健康福祉政策課）

糖尿病対策に係る専門職種を招集し、県の糖尿病対策の方向性や取組方針について検討し、情報の共有化を図るための会議を開催する。

#### (2) 2次医療圏単位「ストップ糖尿病」対策会議（保健福祉事務所）

2次医療圏単位（5地区）ごとにかかりつけ医、専門医療機関、医療保険者、関係団体等の連携を図るための会議を開催する。

#### (3) 2次医療圏単位糖尿病予防に関する普及啓発（佐賀県医師会委託）

地域住民や糖尿病患者に対して、糖尿病公開講座など様々な機会を活用し、糖尿病の発病及び重症化予防を普及啓発する。

#### (4) 2次医療圏単位医療機関及び関係者連絡会（佐賀大学及び基幹病院委託）

糖尿病の重症化予防のために、糖尿病患者の医療及び療養指導、保健指導を行う関係者による連絡会を開催し、症例検討や地域での課題について検討を行う。

また、医療圏ごとの連絡会を円滑に進めるために、佐賀大学医学部において、基幹病院の専門医等を対象にした連絡会等を開催する。

#### (5) 糖尿病を取り巻く医療連携のための環境整備

基幹病院（9医療機関（佐賀大学医学部附属病院含む））に所属する糖尿病コーディネーター看護師が、基幹病院とかかりつけ医との医療連携を密に図るとともに、市町行政等とも情報交換を行いながら、糖尿病患者の重症化予防の支援を行っていく。